

2 申告所得税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があつても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 用語の説明

事業所得者とは、①事業所得だけを有する者、②事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の各種所得の金額より大きい者をいう。

その他所得者とは、事業所得者以外の者をいう。

総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得の金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

申告納税額等とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

合計所得金額とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改めて直すこと）の請求をすることをいう。

法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となつた所得税額をいう。

加算税とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であつて、一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になつた場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装した場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

損益通算とは、事業所得の金額、不動産所得の金額、譲渡所得の金額又は山林所得の金額に損失がある場合、一定の順序で他の各種所得の金額から差し引くことをいう。

平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。